

平成23年度・鹿児島県水泳指導者研修会

- 1 目的 県内の水泳指導者が一堂に会し、指導者としての必要な知識や技術を高めると共に、安全で効果的な水泳の指導法を探り、もって生涯スポーツとしての水泳の発展と普及に寄与する。
- 2 主催 日本水泳連盟 日本体育協会
- 3 主管 鹿児島県水泳連盟
- 4 後援 鹿児島県スイミングクラブ協会
- 5 期日 平成24年2月5日（日）
- 6 会場 日本赤十字社鹿児島県支部 5F（鹿児島市鴨池新町1番5号）
- 7 対象者 基礎水泳指導員 指導員・上級指導員
スイミングクラブ指導者
その他の水泳指導者（ジュニアスポーツ指導員等）
- 8 定員 150名
- 9 内容・講師 講義 ” 資格更新 ”
講師 加藤 慈子 氏 （日水連・地域指導者委員会）
- 講義 ” 水泳指導のイロハ ”
講師 柴田 義晴 氏 （東京学芸大学教授）
- 講義 ” 水泳を中心とした運動と健康管理 ”
講師 田井村 明博 氏 （長崎大学副学長）
- 実技 ” 水上安全法 ”
講師 日赤鹿児島支部指導員

10 日程

2月5日（日） 受付：8：00～

8:00	8:30	～8:45	1	9:45	12:00	13:00	14:00	14:30	16:30	16:30～
受	開	講	休	講	昼	講	休	実	水	閉
付	講	義	憩	義	食	義	憩	救	上	講
	式	I		II		III		助	安	式
								法	全	
								技	法	

11 受講料 5,000円

12 申込・問い合わせ

1月6日（金）までにe-mail又はFAXで申し込んで下さい。
尚、受講料は同封の振替用紙若しくは銀行振込でお願いいたします。

郵便振替	鹿児島県水泳連盟地域指導者委員会	
※ 他金融機関からの直接振込は下記の口座に		
	店名：七八八 <small>ナナハチハチ</small>	店番：788 普通預金【口座番号】0824874
	受取人氏名	イサミ ジンゴ
ゆうちょ銀行	記号：17890 (受取人名) カナ氏名	番号：8248741 イサミ ジンゴ
参加申込先	〒890-0056	鹿児島市下荒田1丁目38-29-2 FAX 099-250-6352 e-mail jingoswim133@yahoo.ne.jp
問い合わせ	携帯090-9593-6754	

14 その他

2月5日（日）は市営駐車場をご利用下さい。

基礎水泳指導員及び水泳指導員・水泳上級指導員並びに マスター指導員に関する研修規程

第1条（目的）

本研修会は、財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）公認水泳指導員・水泳上級指導員規則第22条及び本連盟公認基礎水泳指導員規則第18条に基づき開催されるものである。

指導員は、常に深い教養と高い品性の陶冶と、国民の生涯スポーツとしての水泳の普及と発展に努め、水の事故防止に寄与することが求められる。

更に、指導員として、その地位の向上に意を用いなければならない。

これらを目的として研修を義務づける。

第2条（研修の開催と対象等）

1 開催団体

本連盟（地域指導者委員会）・加盟団体・各地区は、毎年1回以上、別表に定める内容の研修会を開催し、主管する。

各地区研修会は、加盟団体の主管する研修会を代替することができる。

2 研修会の名称と対象及び参加

基礎水泳指導員（以下「基礎指導員」という。）・公認水泳指導員（以下「指導員」という。）・公認水泳上級指導員（以下「上級指導員」という。）研修会及びマスター指導員研修会とする。

(1) 基礎指導員研修会・指導員研修会……基礎指導員及び指導員を対象とした研修会

(2) 上級指導員研修会……上級指導員を対象とした研修会

(3) マスター指導員研修会……マスター指導員を対象とした研修会

基礎指導員・指導員・上級指導員は、居住地の加盟団体あるいは各地区が主管する研修会に参加する。

マスターの称号を持つ指導員は、本連盟（地域指導者委員会）が主催する研修会に参加する。ただし、希望により、各加盟団体での研修も認める。

3 特別研修会……特定の級の指導員又は、全ての級の指導員を対象とした研修会とし、本連盟（地域指導者委員会）が必要に応じて主催する。

第3条（研修への参加義務）

1 次回更新登録には、他の資格の有無に関わらず、資格の有効期限内（4年間）に1回以上の研修への参加を義務づける。

2 4月1日現在満65歳以上に達した有資格者には、研修の一部を免除することが出来る。ただし、登録後満5年未満の者は除く。心肺蘇生法の免除は行わない。

研修は4年に1回以上の参加が義務であり、資格に関する事項や、加盟団体の情報、規則改正等の新情報等を得る良い機会となるので、積極的に参加することが望まれる。

なお、免除を希望する者は、予め必ず加盟団体に連絡し、承認（受講済）を受けておかなければならない。

第4条（研修への参加義務の特例）

研修参加への義務の特例については、別に定める。